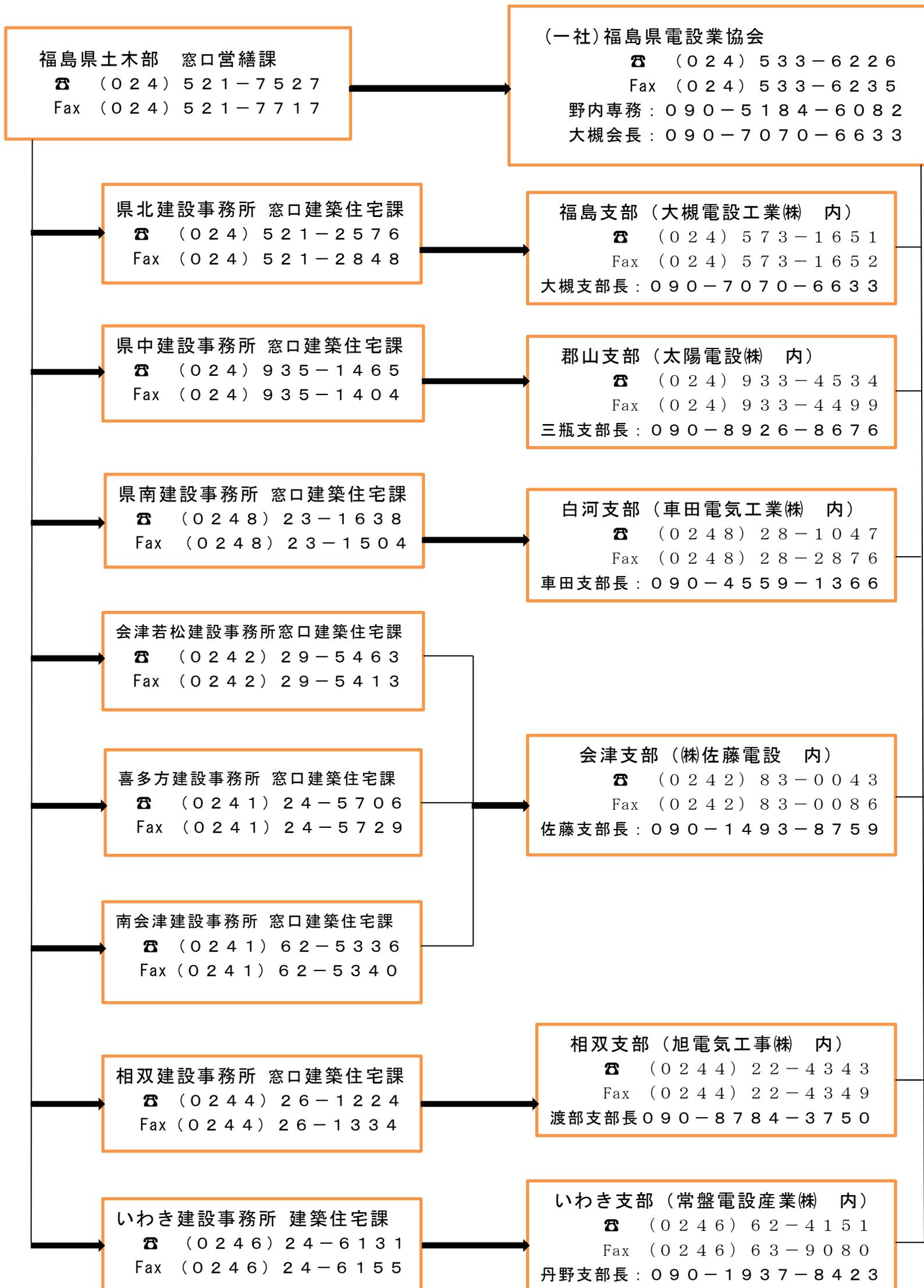


「大規模災害時における応急対策の応援に関する協定第4条」に基づく実施体制

(実施体制報告書)

(一社)福島県電設業協会 (2023.6現在)

○応援時の実施体制は以下の通りとし、必要な資機材の確保・動員方法については、災害の状況に応じて、各支部が対応するものとする。



※協会会員の支店等が本店と異なる市町村に所在する場合は、当該支店等はその所在市町村を管轄する建設事務所（土木事務所管内(19区分)を含む)を応援するものとする。